

防衛監察本部達第1号

防衛監察本部の内部組織に関する訓令（平成19年防衛省訓令第56号）第5条の規定に基づき、防衛監察本部の内部組織に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

防衛監察監 櫻井 正史

防衛監察本部の内部組織に関する達

改正 平成21年3月30日防衛監察本部達第1号

改正 平成23年3月28日防衛監察本部達第1号

改正 平成25年5月16日防衛監察本部達第1号

改正 平成26年3月31日防衛監察本部達第2号

改正 平成28年3月31日防衛監察本部達第1号

改正 平成30年3月30日防衛監察本部達第3号

改正 令和元年10月24日防衛監察本部達第1号

改正 令和2年 3月31日防衛監察本部達第4号

改正 令和3年 3月31日防衛監察本部達第1号

最終改正 令和7年 3月31日防衛監察本部達第6号

(課長補佐)

第1条 課長補佐は、課長の命を受け、課務を整理する。

(室長補佐)

第2条 室長補佐は、室長の命を受け、室務を整理する。

(主任)

第3条 総務課会計係に、主任1人を置く。

2 主任は、係長の命を受け、当該係の事務の一部を分掌する。

(秘書係)

第4条 秘書係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 機密に関すること。

(2) 秘書業務に関すること。

(総務係)

第5条 総務係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 広報及び渉外に関すること。

(2) 防衛監察監の官印及び防衛監察本部印の保管に関すること。

(3) 公文書類の接受、配布、発送、編集及び保管に

関すること。

(4) 公文書類の審査及び進達に関すること。

(5) 情報の公開に関すること。

(6) 個人情報の保護に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、課内（企画室を除く。）の他の係の所掌に属さない事項に関すること。

（保全係）

第6条 保全係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 秘密保全に関すること。

(2) 特別防衛秘密の保護に関すること。

(3) 適格性の確認等に関すること。

(4) 特定秘密の保護に関すること。

(5) 適性評価の実施に関する事務に関すること。

(6) 防衛監察に係る前各号に関すること。

（人事係）

第7条 人事係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 職員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他の

人事に関すること。

(2) 職員の表彰に関すること。

(3) 職員の給与に関すること。

(4) 職員の退職手当及び災害補償に関すること。

(5) 職員の福利厚生に関すること。

(6) 職員の共済組合に関すること。

(7) 職員の宿舎に関すること。

(会 計 係)

第 8 条 会計係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 予算の編成及び執行に関すること。

(2) 支出負担行為の計画に関すること。

(3) 支払計画に関すること。

(4) 決算に関すること。

(5) 支出に関すること。

(6) 債権の管理に関すること。

(7) 歳入の徴収に関すること。

(8) 物品の管理に関すること。

(9) 契約に関すること。

(1 0) 給与等の計算及び支給に関すること。

(1 1) 車両の管理及び運用に関すること。

(企画係)

第 9 条 企画係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 法令遵守及び内部統制制度及びその運用状況に関する調査・研究に関すること。

(2) 組織及び定員に関すること。

(3) 防衛監察本部が実施する監察(以下「防衛監察」という。)に資する情報の収集、分類、整理及び保管に関すること。

(4) 業務実施上の問題及び業務改善に係る提案の分類、整理及び保管に関すること。

(5) 情報保証の確保に関すること。

(6) 情報システムの企画及び立案に関すること。

(7) 室内の他の所掌に属さない事項に関すること。

(情報分析専門官)

第 1 0 条 情報分析専門官においては、次に掲げる事務のうち、別紙様式を参考にして企画室長が定めた担当

事務に従事する。

(1) 防衛監察に資する情報の分析に関すること。

(2) 防衛監察に係る項目の選定に関すること。

(3) 防衛監察の実施に係る計画の作成に関すること。

(4) 防衛監察に必要な部隊協力の調整に関すること。

(5) 法令遵守を確保するための方策等の検討及び立案に関すること。

(6) 情報システムの管理及び運用に関すること。

(班)

第 1 1 条 監察総括班、第 1 監察班、第 2 監察班、第 3 監察班、第 4 監察班、第 5 監察班、第 6 監察班、第 7 監察班及び第 8 監察班の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

(監察調査官)

第 1 2 条 監察調査官においては、次に掲げる事務（次条に掲げる監察フォローアップ調査官の所掌に属するものを除く。）のうち、別紙様式を参考にして統括監察官が定めた担当事務に従事する。

- (1) 防衛監察の実施に関する事。
 - (2) 防衛監察の結果の報告の作成に関する事。
 - (3) 証拠書類及び物件の保管に関する事。
 - (4) 改善策等の作成に関する事。
 - (5) 防衛監察手法の調査・研究に関する事。
 - (6) 防衛監察本部の所掌に係る会計の監査に関する事。
 - (7) 会計検査院等の検査又は監査に関する事。
 - (8) 班内の庶務に関する事。
- (監察フォローアップ調査官)

第 1 3 条 監察フォローアップ調査官においては、防衛監察のフォローアップに関する次に掲げる事務に従事する。

- (1) 防衛監察の実施に関する事。
- (2) 防衛監察の結果の報告の作成に関する事。
- (3) 証拠書類及び物件の保管に関する事。
- (4) 改善策等の作成に関する事。
- (5) 防衛監察手法の調査・研究に関する事。

(監 察 主 任)

第 1 4 条 統括監察官付監察総括班に、監察主任 1 人を置く。

2 統括監察官付第 1 監察班に、監察主任 1 人を置く。

3 統括監察官付第 2 監察班に、監察主任 1 人を置く。

4 統括監察官付第 5 監察班に、監察主任 1 人を置く。

5 監察主任は、班長の命を受け、当該班の所掌事務の一部を分掌する。

附 則

この達は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 3 月 3 0 日防衛監察本部達第 1 号)

この達は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 3 月 2 8 日防衛監察本部達第 1 号)

この達は、平成 2 3 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 5 月 1 6 日防衛監察本部達第 1 号)

この達は、平成 2 5 年 5 月 1 6 日から施行する。

附 則 (平成 2 6 年 3 月 3 1 日防衛監察本部達第 2 号)

この達は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 3 月 3 1 日防衛監察本部達第 1 号）

この達は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年 3 月 3 0 日防衛監察本部達第 3 号）

この達は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 1 0 月 2 4 日防衛監察本部達第 1 号）

この達は、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 3 1 日防衛監察本部達第 4 号）

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 1 日防衛監察本部達第 1 号）

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日防衛監察本部達第 6 号）

この達は、令和 7 年 4 月 1 日又は令和 7 年度予算成立の日の翌日のいずれか遅い日から施行する。

別紙様式（第 10 条及び第 12 条関係）

室（班） 年 月 日
名

各情報分析専門官（又は各監察調査官）の担当事務

官名又は階級	氏 名	担 当 事 務 内 容

担当事務内容の記載例

- 1 ○○○○に関すること。
- 2 ○○○○に関すること。
- 3 その他企画室長（又は統括監察官）が指定した事項に関すること。

別表（第 1 1 条関係）

各班の所掌事務

班の名称	所 掌 事 務
監 察 総 括 班	1 統括監察官の事務の総括に関すること（防衛監察本部の所掌に係る会計の監査を除く。）。 2 統括監察官の指定する防衛監察に関すること。 3 防衛監察のフォローアップに関すること。
第 1 監 察 班	1 統括監察官の指定する防衛監察に関すること。 2 防衛監察本部の所掌に係る会計の監査に関すること。
第 6 監 察 班	
第 8 監 察 班	
第 2 監 察 班	統括監察官の指定する防衛監察に関すること。
第 3 監 察 班	
第 4 監 察 班	
第 5 監 察 班	
第 7 監 察 班	